

第三回宜野灣村議會定例会之議録

一 會期 二十日向

一日 時 一九五八年六月十日 自午前十時五分 至午後五時五分

一場 所 宜野灣村役所會議室

一 提出議案

議案第四号 一九五八年度宜野灣村歳入歳出追加更正予算案提出にソシテ

議案第五号 一九五七年度宜野灣村歳入歳出決算認定案提出にソシテ

議案第六号 一九五九年度宜野灣村歳入歳出予算案提出にソシテ

議案第七号 宜野灣村私負定数條例にソシテ

議案第八号 宜野灣村私負の給与に關する條例にソシテ

議案第九号 宜野灣村私負等の旅費に關する條例認定案提出にソシテ

議案第十号 宜野灣村報酬及び費用辨償の額並にその支給方法を定める條例の一部を改正する條例にソシテ

議案第十一号 宜野灣村消防隊條例認定にソシテ

議案第十二号 村基本財産積立金の一時使用にソシテ

議案第十三号 村消防隊長並に同副隊長の選任同意案提出にソシテ

議案第十四号 宜野灣村財産の取得管理に關する條例認定案提出にソシテ

議案第十五号 宜野灣村の財政に關する條例認定案提出にソシテ

日程第一	議案才十一号
日程才二	議案才十三号
日程才三	議案才十二号
日程才四	議案才十四号
日程才五	議案才七号
日程才六	議案才八号
日程才七	議案才九号
日程才八	議案才十号
日程才九	議案才五号
日程才十	議案才六号

一出席議員 一八名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
一番	北嘉木林康	八番	内間安三郎	十五番	島塚全正
二番	金城盛徳	九番	宮城弘	十六番	仲村云栄
三番	知念賀真	十番	宮城邦彦	十七番	島依清栄
四番	桃原云賢	十一番	天久盛光	十八番	佐喜真盛経
五番	泉水朝正	十二番	伊波武	十九番	伊波清秀
六番	長埜昌輝	十三番	伊波清秀		

一文希議員 なし
一欠員 = 名

議事(議決の要旨)

議長 出席の報告を述べ

出席 一六名 欠席 二名 欠員 二名

議長 市町村自治法第五十三条の規程により、議會改選の改選

まうので、第三十四号館澤村議會定例會を南會改選し

ます。三 (午前十時五十分)

本定例會の議事録若くは送定方法を修訂し

改します。

十三番 議長指名で願ひます。

議長 唯今十三番議員から議長指名送定の意見が

あります。修訂を議せざる

全員 田中議員と申す。

議長 修訂を議がないうつてあります。指名改選

一番 北原。不承認

七番 長谷川 昌輝

議長 本日の日程には、前に本定例會の會期

を修訂し改します。

十番 今四の定例議會は五九年度通常予算等の

審議をするので、慎重に審議研究する意見

が、うち會議規則の制定期間である二十日と

決定したい

議長 唯今十番議員より會期二十日間と決定したい

旨の修訂意見がござりますが、他に修訂意見はござ

りません。

全員 田中議員

議長 全員修訂を議がないうつてあります。

議七	本定例議会の會期を三十日と決定致しませう
〃	十三番 伊波武議員、九番 宮城弘議員の 兩人が出席し致しまして、待報告申し上げます
〃	議事日程を報告致しませう
〃	日程第一 議事十一 早 宜野灣村消防隊條例 議定に伴も附議致しませう
〃	里見を以て朗讀せしめる
〃	一時休憩する旨を宣す (午前十時十分)
〃	再開する旨を宣す (午前十時五十分)
〃	作意見を願ひませう
一番	本定例は條例としては適當と思われ、全村 的には元分の活動が出来ないと思われ、 全村的に要費が多くなつたに通報網等の充實を 計り、全区域における元分の活動が出来よう 慶事を力して戴くことを前提として、 本定例は可決致したい
十番	此の條例の決定は、本村の発展途上にあるが 最も必要にして、時宜を得た條例であるが 施行に当たつては元分は、施行規則等も 必要にして、ただ、本定例は、本條 例に賛成致しませう
議八	外に、伊波武議員は、ご意見ませう
議九	伊波武議員は、ご意見ませう

十四番	本車は姓今一番十番両議員が賛成の意見も唱えられたが、取も必要な事であるので、最終確定議に附して戴きたい。奥議員と呼びます。
議中	只今十四番議員より、最終確定議に附したいとの初議が提出され、副議長は成立したとして居ります。左様取計つてよろしくございませう。
議中	奥議員と呼ぶものなり。
議中	結果議がなれば、どうもさういふこと、最終確定議に附すことに致します。
議中	表決に移ります。
議中	原案通り可決決定することに佐田議員が御座います。
議中	奥議員と呼ぶものなり。
議中	では佐田議員がなれば、どうもさういふこと、最終確定議に附すことに致します。
議中	直野沙村消防隊條例を原案通り可決決定致します。
議中	口移しに議案十三号、村消防隊長並びに同副隊長の送任同意についで、附議することに致します。
議中	書記さし朗讀せしむ。
議中	一時休憩を立す。午前十一時五十分。
議中	再開を立す。午前十二時五十分。
議中	議案十一号、二議案に移ります。
議中	本車には奥議員をさしはさむ必要は認められない。

前議長副議長共に経験者であり最近任者と思われたるが、讀會を省略し、取終確走議に附したと言ふ前議長提出議しまし。

議長 只今一番議員より讀會を省略して取終確走議に附したとの前議長提出され、前議長成之りたして

子りまが左様取計つてよろしうございませう。

議長 俤安議がな、ようございませう。讀會を省略して、取終確走議に附すことにいたしました。

議長 原案通り可決と定することに決、俤安議おまかせんか。

議長 俤安議のしと呼ぶモウナリ。

議長 では議事案十三号、村道隊本及び同副隊長の

送任に、原案通り承認可決と定議しまし。

議長 日程十三議案十三号、村基本財産積之金の一時

便用につて、附議認(ま)し。

議長 書況をして朗讀せしむ。

議長 一時休憩を立す。(午後零時十五分)

議長 一時用を立す。(午後零時十七分)

議長 十一番 本下集日当りの処置と思われざるが讀會を

	省署して日取終確定議に附したいと云ふ動議を提出致します。
	田長議力しと呼ぶものあり
議長	昨今、審議員より、泥倉を省署して日取終確定議に附したいとの動議が提出され、動議は成立いたして居ります。左様取計つてよろしくござりますか。
	田長議力しと呼ぶものあり
議長	傍田長がないます。ア、ア、ア、泥倉を省署して日取終確定議に附したいと云ふ。
議中	表決に移ります。
議中	原案通り可決を定することに決まると云ふ議が、ありませぬか。
	田長議力しと呼ぶものあり
議長	では、傍田長がないます。ア、ア、ア、議案は、十二号、村基本財産積立金の一時使用の件を、原案通り可決を定致します。
	一時休憩して晝食をとります。午後二時から再開致します。
	(午後二時二十五分)
	再開致します。(午後二時二十五分)
議長	日取十四、議案十四号、一九五八年、度倉野津村成人
議中	歳出追加更正、予算、予算を附議致します。

議 長 予備記として朗讀せしむ

一時休憩也

再開改題する (午後二時十分)

六番 本予算案の内容を見た場合殆ど政府

のみにありませぬ

最終確定議に附したと言ふ動議を提出

議 長 唯今六番議員あり議會を省果して最

最終確定議に附したいとの動議が提出され

つてよろしくございませぬ

議 長 序安議が口を閉じてありますかと

議會を省果して日取最終確定議に附すこと

にいたしますか

議 長 表決に移ります

議 長 序安通り可決々定することに付異議あり

ませぬか

議 長 異議なしと呼ぶ者のあり

では議案第四号一九五八年及直轄町村成人教育

追加更正予算を原案通り可決を先決しますか

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

議長 日程第五議案第七号 宜野湾村職員定数條例を

を附議する旨を宣す(午後二時二十分)

里下訳をして(朗讀せしむ(三時十分))

六 当局の存説明を願うまきりたつた(三時十分)

番外一本 本業は従来までの條例が不備が多かつたので

市町村自治法その他関係法規に照し合せて

條例を整備する意味で従来の條例を廃し

新しく條例設定を提案した(三時四十分)

尚定数五人増して居ります(村の発展

途上にあるので)特に土木事業その他諸事業の

計画及び実施並に分量の増大による増員と

村財政の確立のため特に滞納處分の実施を討

面における増員と(三時五十分)とつて居ります(三

時五十分)倍償議を先願を申し上げます。

十四番 本業は村の発展に欠くべからざる条件であり

全力で進出しよう(三時五十分)に備わって職員の増

員を省思して最終確定議に附したいと

言う(三時五十分)議長を提案します。

議長(三時五十分)と呼ぶがモウツリ

議長 唯今十四番議員より議會を省思して最終

確定議に附したいとの言議が提出され(三時

五十分)は成之給しくあり(三時五十分)左様取り計つて

よろしうござります(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長(三時五十分)

議長	勸議は成之致してありませう左様取り計つて おまをのぞいていただきますが
議長	「愛護会」と呼ぶものありませう
議者	「は信田農議がなりようでありますのう」 「議案を自思もしくは取決確定議に附すことに 致します」
議長	「表決に移ります」
議者	「原案を通す可決之定する」と信田農議の 「まをのぞいていただきます」
議長	「農議力」と呼ぶものあり「信田農議」の 「替成」と呼ぶものあり
議長	「で議事に入るに宜野沙村職員の出立に關して 條例制定を原案を通す可決之定します」
議長	「の程并七議案が九早」宜野沙村職員等の 「議案に關する條例制定を附議致します」
議者	「奉議決を以て」朗讀せしむ
議者	「一時休憩を致します」(午後三時三十分)を 「再開」(午後三時五十分)
議者	「議題に入る前に宜野沙村議会の議規則を 第七系に於て定刻四時より一居り ます」時を延ばして議案を経過致し たいと思ひます」信田農議の「まをのぞいて いただきます」と呼ぶものあり

議長 修具議が取りまわしてありますので一時を延長
致しまして

十六番 本会には従来の特例を市町村自治法その他
関係法規に照し合した上のものをあり金額に
関する部分の相違はないのでして議會を省費に
して日取終確定議に附したいと言ふ勸議を
提出致します

議長 伊勢議なり」と呼ぶもがなり
唯今十八番議員より議會を省費して
最終確定議に附したいとの勸議が提出され
勸議は成立致してありまうが左様取り計う
ようしようござりますか

議長 精成」と呼ぶもがなり
では修具議が取りまわしてありますので
を省費して最終確定議に附すことはいたし
ます

議長 表決に移ります
原案通り可決を定することと修具議を
まかせ

議長 伊勢議なり」と呼ぶ
では議案第九号(宣解村)も同等の修費に
関する特例案を原案通り可決を定
致します

議長 伊勢議なり」と呼ぶ
では議案第九号(宣解村)も同等の修費に
関する特例案を原案通り可決を定
致します

議長 伊勢議なり」と呼ぶ
では議案第九号(宣解村)も同等の修費に
関する特例案を原案通り可決を定
致します

議長 伊勢議なり」と呼ぶ
では議案第九号(宣解村)も同等の修費に
関する特例案を原案通り可決を定
致します

議長 伊勢議なり」と呼ぶ
では議案第九号(宣解村)も同等の修費に
関する特例案を原案通り可決を定
致します

議長 伊勢議なり」と呼ぶ
では議案第九号(宣解村)も同等の修費に
関する特例案を原案通り可決を定
致します

議長 伊勢議なり」と呼ぶ
では議案第九号(宣解村)も同等の修費に
関する特例案を原案通り可決を定
致します

議長	日程オハ議事オ十早(官野澤村報酬る費用 解償の額並にその支給方法を定める條例の二部を 改定する條例草案を附議することにいたしました)
リ	書記として同案の朗讀をなしました
リ	休憩致します(午後三時五八分)
リ	再開致します(午後四時二十分)
大審	本案は慎重に検討する必要があると思ひます 休會中の経費審議に附したいと思ひます
議長	大審議員より経費審議に附したい旨の動議 がなされますが左様取り計つてよろしくござい ますか
全議員	賛成と唱ふ
議長	全議員賛成のまつてなりましたので経費審議に 附すことに致します
議長	日程オ九 議事オ五早(一九五七年度官野沙村成 成法決算認定に付して附議致します)
リ	書記として朗讀をなしました
リ	休憩致します(午後四時三五分)
リ	再開致します(午後四時三十分)
一番	本案も慎重に検討する必要があると思ひます 休會中に各人研究させて戴きたいと思ひます

議中

唯今一番満足かど一休會中経續研を凡
致したとの傍意見がございませうか
取計つてよろしうございませうか

全員

要議なしと呼ぶ

議長

全員の傍要議がございませうか
休會中の経續審議に附したいと思ひませう

議長

日移才十議案才六年一八九九年度宣濟河
村蔵入蔵出予算并屏を附議致します

〃

書附を以て一朗讀せしむ

〃

休會致します (午後四時三十八分)

一番

南附致します (午後四時四十五分)

改定したいと思ひませうか
議に附して戴き各員ト元分な研九の

期吉を以て戴きたいと思ひませうか

議長

唯今一番要員より経續審議に附した
旨の傍意見がございませうか
左様取り計つて

お返しうございませうか

全員

要議なしと呼ぶ

議長

全員の傍要議がございませうか
休會中の経續審議に附したいと思ひませう

議長

本日の日程は全部終了致しました
次の本会議の開催日時を後述り
致します

三番

六月十四日(土曜日) 午前十時より
閉会

議長

唯今三番議員あり六月十四日の
午前十時
あり閉会した。首の傍意見がござい
ます。傍意見ございませぬか。

舎員

「異議なし」と呼ぶ

議長

全員傍意見なし。よう、ついでに
次の本会議を六月十四日の午前十時
より閉会することに決定致します。

議長

では本日の全日程は終了致しました。
散會致します。
(午後五時五分)

議事録
六月十四日(土曜日) 午前十時より閉会
議長 本日の日程は全部終了致しました
次の本会議の開催日時を後述り
致します
三番 六月十四日(土曜日) 午前十時より
閉会
議長 唯今三番議員あり六月十四日の
午前十時
あり閉会した。首の傍意見がござい
ます。傍意見ございませぬか。
舎員 「異議なし」と呼ぶ
議長 全員傍意見なし。よう、ついでに
次の本会議を六月十四日の午前十時
より閉会することに決定致します。
議長 では本日の全日程は終了致した
散會致します。
(午後五時五分)